

# 部位別後遺障害等級一覽

部位	別表	等級	号	内容	喪失率等	備考		
耳	第2	4	3	両耳の聴力を全く失ったもの(注8)	(喪)92% (自賠)1889 (青) 1500~1800 (赤)1670 (人傷)950	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。		
				6	3	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(注12)	(喪)67% (自賠)1296 (青) 1100~1300	(注12)両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上80dB未満であり、かつ、最高明瞭度が30%以下のもの、とされる。
					4	1側の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注8・注13)	(青) 1100~1300 (赤)1180 (人傷)600	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注13)1側の平均純音聴力レベルが90dB以上のものであり、かつ、他耳の平均純音聴力レベルが70dB以上のものをいう
		7	2	両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注16)	(喪)58% (自賠)1051 (青) 900~1100	(注16)両耳の平均純音聴力レベルが70dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上であり、かつ、最高明瞭度が50%以下のもの、とされる。		
			3	1側の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注8・注17)	(赤)1000 (人傷)500	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注17)1側の平均純音聴力レベルが90dB以上であり、かつ、他耳の平均純音聴力レベルが60dB以上のもの。		
		9	7	両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注8・注28)	(喪)39% (自賠)616 (青) 600~700 (赤)690 (人傷)300	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注28)両耳の平均純音聴力レベルが60dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上であり、かつ、最高明瞭度が70%以下のもの、とされる。		
				1側の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(注8・注29)		(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、とされる。 (注29)1側の平均純音聴力レベルが80dB以上のものであり、かつ、他耳の平均純音聴力レベルが50dB以上のもの、とされる。		
				1側の聴力をまったく失ったもの(注8)		(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。		
		10	5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(注8・注32)	(喪)27% (自賠)461 (青) 480~570 (赤)550 (人傷)200	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注32)両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが40dB以上であり、かつ、最高明瞭度が70%以下のもの、とされる。		
				1側の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(注8・注33)		(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注33)1側の平均純音聴力レベルが80dB以上90dB未満のもの、とされる。		
		11	5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの(注8・注35)	(喪)20% (自賠)331 (青) 360~430 (赤)420 (人傷)150	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注35)両耳の平均純音聴力レベルが40dB以上のものとされる。		
				1側の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注8・注36)		(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注36)1側の平均純音聴力レベルが70dB以上80dB未満のもの又は、1側の平均純音聴力レベルが50dB以上であり、かつ、最高明瞭度が50%以下のもの、とされる。		
		12	4	1側の耳殻の大部分を欠損したもの	(喪)14% (自賠)224 (青) 250~300 (赤)290 (人傷)100	(注39)裸体となったとき、変形(欠損を含む)が明らかにわかる程度のものをいい、変形がエックス線写真によって、はじめて発見し得る程度のものは該当しないとされる。ろく骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろく骨全体を一括して1つの障害として取り扱う。ろく軟骨についても、ろく骨に準じて取り扱う。骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除かれる。		
				1側の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの(注8・注46)	(喪)9% (自賠)75 (青) 90~120 (赤)110 (人傷)40	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注46)1側の平均純音聴力レベルが40dB以上70dB未満のもの、とされる。		